「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「障害者スポーツセンター」

（事務局）　それでは次の議論に移ります。

障害者スポーツセンターです。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　障害者スポーツセンターですけれども、現在、大阪市では長居と舞洲に２カ所設置をしておりまして、長居の障害者スポーツセンターですが、全体の利用率が61％、また、そのうち市民の利用率が69.9％ということで、掛け合わせますと施設の利用率、市民ということでいきますと４割程度になるのかなという状況でございます。

また、舞洲の障害者スポーツセンターですが、利用率が50.8％、市民の利用率が49％ということで、掛け合わせますと25％程度の市民の利用率という状況になろうかと思います。また、舞洲には宿泊施設ございまして、これにつきましても稼働率が28％という状況でございます。

見直しの考え方といたしましては、現在こういう２館体制で実施をしておりますけれども、市民の利用割合を踏まえますと現行の２館体制を維持する必要性が低く、また長居のほうにつきましては施設の老朽化が進んでおるということで、本市の厳しい財政状況にかんがみまして、１館に統合していきたいと考えております。

また、舞洲の障害者スポーツセンターの宿泊施設につきましても廃止としていきたいと考えております。

日常利用に関しましては、ノーマライゼーションの観点から地域のスポーツ施設も積極的に活用いただくような方策も検討いただきたいと思っております。

実施時期につきましては、舞洲障害者スポーツセンターの宿泊施設につきましては平成25年度に廃止、長居障害者スポーツセンターにつきましては、指定管理を考慮いたしまして平成28年度と考えております。

また、類似施設ということで、大阪府でも障がい者交流促進センターございまして、府市統合本部での検討対象ということになっておる状況でございます。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（健康局・福祉局・区）　冒頭、このＰＴとの話し合いで反問権といいますか、こちらからお尋ねすることが多分許されると思いますので一つお尋ねをしたいんですけれども、ＰＴ案を示されるに当たりまして、長居でも舞洲でも障害者スポーツセンター、多分、見学に行っておられると思いますけれども、部長でも課長でもどなたでも結構でございますので、この施設を見られての御感想を一言お願いをしたいんですが。

（改革ＰＴ）　以前に見学等、行ったことございますけれども、大変立派な施設だなという感想はございます。

（健康局・福祉局・区）　以前にといいますのは、このＰＴ試案を策定するに当たってという理解でいいんでしょうか。

（改革ＰＴ）　私自身はこの間、３カ月ほど前に東京から転勤してきましたけども、そこからは行っておりません。

（健康局・福祉局・区）　それと、今、部長からかつて見たことがあるということでお話をなさいましたけども、一方でここで日常利用に関してはノーマライゼーションの観点から地域のスポーツ施設云々というのがございます。日常的に利用できる方はもう既に行っておられると思いますし、長居や舞洲、もし見ておられましたら、重度の障害者、両肢、下肢、両方とも障害のある方がプールで泳がれる、運動しておられるという状況もございます。これは一定の設備と、それから優秀な経験豊かな指導員があってできることでございます。あえて言いますと、軽々にノーマライゼーションという言葉を使っていただきたくないというのが正直なところでございます。以前に舞洲で、２施設目のスポーツセンターを建てるときに障害者団体とお話をしたこともございます。彼らの発想もノーマライゼーションの理念から言うと一般のスポーツセンターで重度の障害者もスポーツをしたい、それだけの設備と人を配置してくださいという彼らの要望でございました。その時点では残念ながら、今現在も残念ながらそれにおこたえするだけの体制はできておりませんので、この二つのスポーツセンターを活用していただいて、そこで障害者スポーツ、あるいは障害者のスポーツに取り組んでいただくということでお願いをしてる次第でございます。

一番冒頭に申し上げたように、障害者の問題というのは福祉の原点といいますか、福祉で一番最後に残るところだと認識しております。福祉局、健康局、あるいは民生局、歴史的に障害者に理解のある職員がおりました。４年前にやめました魚住さんでした

り、この３末でやめられた東一さんであったり、障害者全員が知っておるような方々がおられます。この後、出海部長から、これは障害者施策の障害者の支援のＤＮＡを継ぐ者だと思っておりますので、彼のほうから説明をさせていただきます。

（健康局・福祉局・区）　障害者施策部長の出海でございます。

私のほうから改めて局の考え方を述べさせていただきたいと思います。まず初めに、今、局長からもいろいろございましたが、まず初めに障害のある方にとってのスポーツは単なるレクリエーションではなくて、スポーツを通じて自立と社会参加の促進、そして生きる力を培うという意味で大変意義のあることだと我々は考えております。障害のある方の中にはスポーツに接する機会すらなかなか得られず、地域のスポーツセンターへそういった方が利用するということは、これはハード面でのバリアフリーがいかに進んでましても簡単なことではございません。また、スポーツ以前に人とのかかわりに難しさがある方もおられます。そういった方にとりましては、地域のスポーツセンターに出向くということを発想するということすらなかなか難しいというのが実態でございます。

こういった中で、長居、舞洲の両スポーツセンターは、障害者スポーツ指導員の資格を持ったスタッフが状況に応じましてマン・ツー・マンで対応するなど、障害のある方が安心して御利用いただけ、何よりも一度行ってみようかと、そういったように思っていただける環境が整っております。

利用者の楽しみ方もさまざまです。全国大会、あるいはパラリンピックに出場される方もおられる一方で、指導員やほかの利用者と接しまして、やっと人と話ができるようになった、あるいは初めて友達ができたといった方もおられます。また、初めは家族に付き添われて来られてきた方が、そのうちに１人で電車で来れるようになったりとか、家に閉じこもっておられた方がセンターの利用をきっかけに非常に行動範囲が広がって、表情も非常に明るくなったという親御さんのお声も聞きます。

このように両センターはスポーツを楽しむというだけではなくて、人と触れ合い、さまざまな体験、経験を積むことによりまして、お一人お一人の生きる力につながっているという面で大変意義があると我々思っておりますし、実際、指導に当たっている指導員さんの感想でもあろうかと思っております。

このような施設は一定規模の設備が必要でございますので、なかなか自治体ごとに整備するというのは難しいもので、現在、大阪府下でも府立のファインプラザ大阪、そ

れと先日オープンしたばかりですが、堺市立の健康福祉プラザ、それとこの長居、舞洲の四つしかございません。もう１カ所、小規模で箕面市に府立稲スポーツセンターというのがございますが、これ含めても５カ所です。このために他都市からの利用者が集中するのは当然でございまして、私もすべて施設を実際見て回ったんですけれども、やっぱり長居というのは特に立地条件とか交通の便がよくて、他都市の方も含めて大変多くの方が御利用いただいております。そういったことからも、こういう施設につきましては広域的な視点でとらえる必要があるのではないかと感じております。

障害者スポーツセンターは府市統合本部のＢ検討項目にも上がっておりまして、先日も府の方が長居を見学に来ていただきまして、我々の部局間でも議論を行っており、今後、広域自治体と基礎自治体との果たすべき役割、この整理は必要ではありますものの、長居障害者スポーツセンターを廃止すれば、先ほどの御紹介ありましたが市民だけということじゃなくて、市民、府民のニーズに対応できないということはこれも明らかでございますので、ぜひとも存続が必要というのが我々の考え方でございます。

また、長居障害者スポーツセンターの整備に当たりましては、いわゆるひげの殿下ということで非常に親しまれておられます寛仁親王殿下、この方が非常に障害者スポーツの普及に御尽力いただきまして、体育館、プールなど相当部分につきまして、当時の日本船舶振興会からの寄附をもって整備がされております。施設の法定耐用年数で見ましてもまだ10年間の期間が残っておりますことからも、平成28年度に廃止すべきではないと考えております。

なお、時間の関係上、個々に御紹介できませんけれども、本当に絶対にセンターを廃止しないでほしいという数百の声、メールが私どもにも届いておりますし、先日には2,000名程度の署名が市政改革室にも届けられてると聞いております。こういった状況もぜひ御理解いただくようお願いいたします。

次に、舞洲障害者スポーツセンターの宿泊施設でございますが、このセンターは全国規模の障害者スポーツ大会の会場としても利用できるということで、宿泊施設としてのホテルを併設で平成９年に整備されております。確かに現状、ホテルの稼働率は決して高くなく、運営に年間6,000万円以上の市費を要してるということがございますので、整備当初の意義はありますものの、私どもといたしましても現在のホテルのような運営については見直す必要があるかと考えております。しかしながら、仮に廃止した場合に、後の施設利用の問題が残ります。民間でこのままホテルを運営していただ

けるところがあればこれはいいのですが、なかなかそれも難しいでしょうし、スポーツセンターと一体的な構造物でございますので、宿泊施設だけを切り離すということもなかなか困難と思われます。

一方で、この施設につきましては一般のホテルのバリアフリーと全く異なりまして、居室内にストレッチャーのまま移動ができるような介護リフト、あるいは特殊浴槽、重度の障害者が安心して利用できる設備が整っており、また築後15年しか経過もしておりません。例えば利用者の自主運営による合宿施設としての利用ができないか、あるいは障害者雇用の場として活用できないか、できるだけ市費の投入を抑えた上で、現在の設備とか機能の有効活用ができないかという方策について24年度中に検討させていただきたいというのが私どもの考えでございます。

以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　冒頭、山田局長から障害をお持ちの方にかかわるスポーツ施策の意義について御紹介なり、御意見ありました。私どもも障害をお持ちの方がスポーツを通じてさまざまな体験、経験をされ、単に自立、社会参加ということにとどまらず、生きる力を持っていただくというそういう施策の意義については我々なりにしっかりと理解をしてるつもりであるということはまず冒頭申し上げておきたいと思います。確かに施設をすべて見に行ったかというそういうこと、そういう事実ということで言えばそれはそうなんかもわかりませんけれども、決して我々が、今、御紹介いただいた認識を共有できてないというものではないということは、まずお断りさせていただきたいと思います。

我々の問題意識は、長居で言いますと、最初説明させていただきましたように、市民の利用率が43％にとどまってるということ、これ舞洲も含めての経営になるんかもわかりませんが、年間６億6,000万円の市の負担、市民負担といいますか税金を投入してるというそういう中で、今、部長からも紹介ありましたけれども、本当にこの施設というのが大阪市民の負担でやっていくべき施設なのかどうかということ、そこらが一つあるので、まずその辺についての先ほどの御説明でいきますと、余り認識なり理解がぶれてるわけではないのかなと受けとめさせていただいております。この施設、築37年ということで、早晩、更新の時期が出てくる、そういう中で今のままで市税の負担でこれを続けていくということに関してどうなのかというのが我々の問題意識だと

いうことです。

今、御紹介もありましたけれども、府との協議が進められてるということで、これいわゆるＢ項目事業ということですんで、これは６月を目途に一定の方向性が示されるというお話もお伺いしておりますけれども、今、御紹介いただいたような施策の意義なり、そういったものをその中でしっかりと訴えていただいて、本当にこの施策を維持するのにどういう形の負担がいいのか、どういう形でやっていくと大阪市民の方、あるいは府民の方、共通の御理解をいただけるのかという点、そこの点について、今の現状ではいかがなものかなというのが我々の問題意識ということでございます。

それと、舞洲につきましても一定の方向で見直しを御検討いただいてるということは我々としてもありがたいと思います。我々、この点についても確かに使い勝手が悪いというか、宿泊施設だけ処分しづらいという部分がありますけれども、さりとて運営していけばいくほどその経費がかかるので、そこはまず一旦リセットして考えていただいて、先ほど御紹介をいただきました障害をお持ちの方に対するさまざまな施策の中でいかに効果的にそれが活用できるのか、また、その負担が市民負担だけでいいのかどうか、そういった点も含めて、これは長居と同じなんですけれども、そういう観点から御検討いただきたいという、そういう考えのもとで試案を出させていただいてるということです。

（健康局・福祉局・区）　今、うちの部長からも御説明申し上げましたけども、これは府市でかなりお話はさせていただいておりますし、私も先日、府の福祉部長さんとお話をさせていただいたときも、例えば稲等と比べると舞洲や長居というのはこれはスペシャルなもんであると、特別なもんであるという認識を彼らも持っていただいております。これを例えば府市、広域でどのように活用するかというのが今後、ちょっとスピード感を持って詰めていきたいと思っておりますし、それともう一つ、障害者スポーツということで言いますと、東京都が2020年のオリンピック、パラリンピックの招致ということで手を挙げておられます。決定は2013年と聞いておりますけれども、もし実現をすれば障害者スポーツの先進都市である大阪市が御協力させていただくことは多々あると思います。その際に、例えば日本選手団の強化合宿ですとか、あるいは競技の一部を持ってくるとか、そういうことも考えることができるのではないか、うまくいけばそれと絡ませて国費を取ってくるということが、これは思いつきですけれどもできればなという思いも持っておりますし、将来的にパラリンピックだけでも大

阪でやりたいという思いは私は個人的にはありますけれども、それは夢でございます。

以上です。

（健康局・福祉局・区）　室長から障害者支援の思いはそう大きくぶれてないということでいただいて、ですけれども、ちょっと一つ私、お話聞いててお願いしたいのが、今のお話ですと、この施設のそのものの意義を否定ということではなくて、市民負担、だれが負担するかというところの観点が重要だということであったかと思います。それでしたらＰＴの案としましてそういった形でぜひ書いていただきたい。こういったＰＴ案が出ることによりまして、ここ、私、持ってきておりますけれども、利用者の方というのは本当に不安がっておられるんです。もうなくなる、指導員の方にここがなくなったらどうしたらいいんや、そういった声が本当にここへ切実に詰まっとるんです。それでしたら、ぜひそういった形でＰＴ案につきましても、今後パブリックコメントをかけると思われますので御検討いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　今のお話でいきますと、まず我々、済みません、基礎自治の業務として大阪市として２館持つ必要があるのかというそういう観点で検討いたしていたという、そういう経過があるのでこういう書きぶりになって、これは機能をどうするかというのと、大阪市の負担でどうするかという議論が少し一緒になってとられるということについての御指摘だと思いますんで、そのあたりについては、情報発信につきましては我々もしっかりとその辺は配慮させていただきたいと思います。

あと局長からありました、確かにパラリンピックですか、そういうイベントということはすごく啓発効果があって、その辺の意義があると思うんですけれども、そのためにということであればなおさらのこと、国からお金を出してもらうというのも夢としてお話ありましたけれども、私どもそれだけ広域的な効果をもたらしてる施設であり、なおかつ例えば舞洲でも当面、市で抱えていくということであれば、例えば利用者の方々が住んでおられる自治体の皆さんにも何がしかの負担をしていただく、自治体のほうに何がしかの負担をしていただくとか、やはり市民の皆様にこういう形で大阪市は施設としてはこういう形でここに立地して、そういう施策は展開してるけれども、そこはきちっと受益と負担、受益というのは利用者だけにとどまりませんと私は思っております。受益を受けてるのは逆にそういう障害者施策を大阪市が展開することによって、その施策の対象となってる方々が住んでおられる自治体が本来そういう施策

をすべきやという考え方をすれば、受益を受けてるのはその自治体という考え方も十分成り立ち得るかなと思いますんで、今までの大阪市ですと、政令指定都市ということで、よく昔、言われました、大阪市はそれぐらいの効果を見るんだということがあったのかもわかりませんけれども、今の市政改革の流れというのは広域と基礎自治をしっかり分けましょうということ、それとやはり受益と負担の関係をしっかり明確にしましょう、市民の皆さんにこれだけの税負担がされてることについて、きちっと説明できるようにしていきましょうということですんで、なかなか今までチャレンジできてない新たな取り組みで困難な部分はあるのかもわかりませんけれども、残していく施設についても、残していくといいますか、大阪市が設置していくということにしてる施設についても、ぜひそういう発想で、そういうチャレンジ、働きかけというのをしていただきたいなと思います。

（健康局・福祉局・区）　わかりました。非常にありがたい提言だと思います。

それと最後、最後になるのかな、ここに「障害者とスポーツ」という岩波新書、四、五年前に出た本ですけれどもございまして、この本は長居のスポーツセンターの主任指導員をやっておられた方が書かれた本でございまして、この方はパラリンピックのＮＨＫの解説ですとか、車いすバスケットの全日本の総監督ですとかをやっておられる方です。非常に障害者とスポーツ、障害者スポーツとノーマライゼーションについて簡明によくまとめて書いてあると思います。これ後ほど差し上げますので、ＰＴのほうで回し読みをしていただけたらありがたいと。

（改革ＰＴ）　総合調整担当部長、田中です。

私から２点だけ質問させていただきます。まず最初のノーマライゼーションの観点は、これは別に地域スポーツ施設があるから、ここをつぶしても大丈夫という決してそんな認識で申し上げてるわけではありません。やっぱり障害持った程度によって使える施設、使えない施設がありますので、施設によってはもう使えないということもありますので、それは重々認識しております。

それと、このスポーツセンターというこういう施策議論の展開で、この事業だけをどうしても見て議論してしまうので、この是非だけを議論してるように思いますけど、私どももやっぱり大阪市の財政収支、非常に厳しい中で何とか収支改善を図っていかなあかんということですので、一度、障害者施策、逆に全体の中で再構成、例えばしていただいて、このために逆にちょっと財源の工夫をいただけるとか、大所高所に立

った観点での御検討も必要かなと思ってます。私どもやっぱり大阪市の財政規律という点での立場から、どうしても厳しいことを言わざるを得ないと思っておりますので、逆に御提示いただいて、施策の組みかえの中で捻出していただく幅があるのかないかも一度検討していただいて、建設的な御提案をいただきたいと思っております。

それともう１点は、他市からの利用者が市内に集中するのは必然でありという文言に関して、別に言葉じりをとらえる気はさらさらございませんけど、市民の方の利用負担と市民以外の方の利用負担についての議論というんですか、それについて一度、お聞かせいただきたいと思います。

（健康局・福祉局・区）　障害者施策部長の出海です。

まず、第１点目の障害施策全体の中でいろんな見直しもということでございます。これにつきましては、障害者施策部に限らず、私ども、この間の市政改革の流れの中で、福祉だけは絶対、もう聖域で手をつけない、そんな感覚は持っておりませんで、いろんな面で見直すべきことは見直しておりますし、それはこれからも続けていきたいと思っております。ただ、どうしても何かこれをしたいんなら、その分やっぱりつぶせと言われましても、なかなか物によりましては中で再構築できるものもあれば、それはやはりできないものもありますので、その辺はまた個別に御議論いただきたいと思います。

それともう１点、利用者負担の考え方なんですが、今、長居、舞洲の両スポーツセンターは、市民の方、府民の方はすべて無料になってます。市税の投入でその負担等のあり方みたいな話もあるんですが、大阪府立の施設、それと今度できました堺市立のほう、これも基本すべて府民の方、無料になってます。もともと障害者スポーツセンターといいますのが身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型という事業の位置づけになっておりまして、その趣旨からもできるだけたくさんの方に利用していただくと、低廉もしくは無料で実施しなさいという規定もございまして、利用料取ることによって利用が阻害されるということになってはならないということで、これは全国のスポーツセンターどこでも大体無料になってます。ただ、いわゆる府外、他府県の方の利用につきましては若干他都市もばらつきがあるところでして、ちなみに大阪の場合は、他府県の方は若干御利用負担はいただいてる、そういう状況でございます。

（改革ＰＴ）　事業再構築担当課長の大東です。

先ほど私どもの部長も申し上げましたように、やはり個別で見ていくと隘路に入ってしまって、デッドロックになってしもて、施策の目的は我々も重々承知してるつもりなんですけども、やはりそこで金が回れへん分、どういうふうに始末つけていくんかという問題にどうしてもぶち当たってしまうということだと思うんです。そうすると、広域の議論もあるわけなんですけれども、ほんなら他都市からすぐお金が入ってくるんかというと、それはもう多分、すぐにはかなう話ではないと思います。やはり市内部で、なおかつ障害者施策の中で金を回していくための財源配分をするというのもやはり限界があるのかなと思ってます。ですから、やっぱり市トータルでの施策の優先順位、あれかこれかという選択はそこでしていく必要があるのかなと思ってますので、その辺、今後また実務的にも詰めていかないといけない部分はあると思うんですけれども、その辺、御協力いただきたいなと思います。

（健康局・福祉局・区）　今、ございましたように、このグレートリセットの中で聖域なきゼロベースの見直しと再構築とうたわれております。福祉においても同様だと私も考えております。ただ、どうしても譲れないところですか、福祉の面で譲れないところ、きょうの冒頭にも申し上げましたけど、重度障害者の問題、あるいは認知症高齢者の問題等、譲れない部分はございます。それはすべての中で再構築していきたいと思ってます。リセットというんではなしに、むしろ福祉施策のリボーンということで再生をしていきたいと思っております。協力、よろしくお願いをいたしたい。

（改革ＰＴ）　誤解があってはいけませんので、私も局の中だけで帳じりを合わせてというつもりはありません。今回のずっとこういうオープン議論も含めて、結局、大阪市全体の中で施策を見ようとしてますので、努力しろがないか、いま一度、考えてほしいという趣旨でございますので、局の中で帳じり合わせて持ってこいという趣旨ではございませんので。

（改革ＰＴ）　長居のスポーツセンターにつきましては、私ども指定管理の終了期ということを前提にしております。先ほども申し上げましたけれども、６億6,000万円の経費が毎年度かかっていくということがあります。確かに一朝一夕に解決する課題ではないんですけれども、Ｂ項目事業として上がってる中で、28年度までの期間にぜひ今日御議論させていただいたことがしっかりと受益と負担も含めて、どこがこのスポーツセンターの機能を維持するためにどういう形がいいのかというのをしっかりと、まだ期間がありますんで、スケジュール感と段取り、そういったこと、手順も考えていた

だいて進めていただけたらなと思っておりますんでよろしくお願いします。

（健康局・福祉局・区）　今、指定管理の話、ございましたけれども、今回、３回目の指定管理になったかと思います。私ども本当は民間の事業者が、スポーツ事業者、コナミでありましたり、ミズノでありましたり、そういうところがこういう施設についても手を出していただきたいという思い持っております。実は見学には来られたようですけれども、障害者支援というスキルとリスクを考えられて、結局、エントリーなさらなかったという経過がございます。本当は一般のスポーツの利用者が障害者スポーツに参画していただけるというのが望ましいと思いますので、それは今後の課題だと思ってます。

（改革ＰＴ）　指定管理者どうするかということはいろいろあれしていただいたらいい、期間の問題としてその期間がありますんでということでよろしくお願いします。

（橋下市長）　大変すばらしい議論で、双方、改革室も大阪市の財政規律を背負って、またこちらの局も市民のそういう声を背負ってここまで激しい議論をしてもらいましたので、真ん中で見させてもらって、何が問題点で、どう考えなければいけないのかというのが非常に浮かび上がってきまして、本当に民主党政権に見せたいぐらい、原発再稼働の問題なんか、ここで持ち出すわけではないですが、あんな不透明なあんな意思決定に比べたら本当にすばらしい議論だったと思います。

その中で、二、三、確認をさせてもらいたいんですが、今の指定管理者の受託者というのは一般の民間ではなくて、プロの、あるいは障害者スポーツのプロの方々なんですかね。

（健康局・福祉局・区）　先ほど、これ、本にありましたけども、例えば指導員がここにおられます、過去40年にわたって障害者スポーツに取り組んでおられた方々が主となったプロ、そういう意味ではプロです。

（橋下市長）　そういう方が受託者になってるわけなんですね。

（健康局・福祉局・区）　はい、そうです。

（橋下市長）　それから、受益と負担の関係なんですけれども、先ほど法律で施設によっては幅広く利用してもらうために、その自治体を越えた利用者であったとしても無料にしなさいよというのは、これは法律の事項なんですか。

（健康局・福祉局・区）　自治体の域を超えても無料にしなさいというところまでは法律では書かれておりませんが、その施設につきまして、法律でそういう規定がされてま

して、無料もしくは低額な料金で提供しなさいということが書かれております。そういったことで、今、全国でこういう障害者スポーツセンターというのは二十三、四カ所あるんですが、どこのスポーツセンターも基本的にはもうそこの。

（橋下市長）　居住地関係なく。

（健康局・福祉局・区）　居住地関係なくされてる。ただ、先ほど言いましたように都道府県を越えた方には利用負担を若干取っておられるところもあります。

（橋下市長）　これは今度、国全体の統治のあり方なんですけども、やっぱり受益と負担の関係ということを明確にしないと、税とサービスの関係があいまいになって、結局は各自治体、自治体の財政がもうどんどんきちっと、簡単に言えば規律が保たれなくなるということがありますので、僕自身の思いは、またこれから議論させてもらいますけども、この施策に限らず、施設を使ったときにはやっぱり市民の税でやってる分には、もう市民利用は無料でいいけれども、市を越えた場合にはきちんと負担を求める、それをやることによって、例えばですけども、八尾市とか豊中市とか、そういった市に住まわれてる障害のある方がこの施設を利用するときに、何で利用料金がかかるんだということになれば、自分のところの自治体にしっかりそういう声を出してもらって、じゃあ大阪市の舞洲とか長居のスポーツ、こういう施設を使うときのこの負担分を豊中市や吹田市や八尾市がみずからの税によってそれは減免していくと、それはそれをやろうと思えば財源が必要になり、またそれぞれの自治体の中で、じゃあ余分な無駄なことを省きながら障害のある方のほうにしっかりサポートするということになれば、それぞれの自治体がやっぱり金を生んでいかなきゃいけないと思ってまして、法律で自治体を越えたところまでということでなければ、やっぱりそこはしっかりと障害者ということでくくるんではなくて、それぞれの自治体に負担を求めるという国全体の統治のあり方を考えればそういうこともありなんではないかという、僕はずっと知事時代、そういうことは言い続けてきましたけど、そういう考えが、今の法律事項でなければと確認をさせてもらいました。

それから宿泊の目的のところなんですが、ここを宿泊される方というのは一般利用なんですか、このスポーツ施設を利用される方が宿泊されるのか、障害のある方のホテルというものがないもんですから、ここ泊まって何か大阪の観光というか、何かそういうことをされるとか、どうなんですか、宿泊目的は。

（健康局・福祉局・区）　別にここのセンターを利用される方しか泊まれないということ

ではございません。いろんなパターンありますけれども、やはりここを利用される方も多いですし、例えば他県から、お聞きしてますのは特別支援学校などの修学旅行先でなかなか安心して泊まれるところがないので、利用されてるというケースもありますし、割といろいろです。どちらかというとそういう意味では他県の方の利用は多いかなと思います。

（橋下市長）　ですから、またそうなってくると、そこまでを、かつての大阪市という役割から、今、それぞれの全国の自治体、統治機構を見直していこうという流れの中で、これ交付税とかでこういうのは何か基準財政需要額、こういうのは積まれるんですか、もう完全な留保財源でやる話なんですか、こういう障害者施設というのは。

（改革ＰＴ）　積算上、はっきりは入ってないと思いますが、包括的に。

（橋下市長）　包括で。

（改革ＰＴ）　ある程度、上積みはあるかもわかりませんけども、明示的には入ってないと思います。

（橋下市長）　そしたら、そこもやっぱり他府県の分まで大阪市がということをやると、また他府県の利用者は他府県の利用者であそこの施設へ行きたいからということになれば、その負担分はその府県で見てもらうという形にしないと、国全体のなかなか財政運営というものがはっきりしなくなるのかなという思いがありますので、受益と負担の関係というのは非常に厳しく見ています。意義とか存在ということとは別に、利用料については受益と負担の関係はしっかりやらなきゃいけないんではないのかなと思ってます。

それから、改革室のほうなんですけども、僕は手順とかいうところは非常にこだわってるところがあって、きょうの激しい議論の中で、やっぱりこれはちょっと改革室で考えてもらわなきゃいけないなと思ったのは視察ですね。僕は明日リバティおおさか見に行くんです、知事と見に行くんです。大阪のある意味、トップ２人がなぜリバティおおさか見に行くかというと、展示の内容を本当にいいかどうかということを判断するために自分の目で確かめようということで２人そろって見に行きます。知事時代に施設の見直しをやったときも基本的には全部見に行きました。ですから、こういう部局との議論の中で見てますかと、状況わかって言ってるんですかと言われたときに、いや、ちゃんとわかって言ってるよということを言うために、しっかりそれは見て確認をしてるというそういう手順をやっぱり踏んでます。

大阪市の場合には全施設、施設ありとあらゆる、ちょっとこれまでの何日間の数日間の議論でプールの話だったりとか、区民センターの話とかいろいろありました。そういうところは皆さんに判断をお任せをしようと思ってるんですが、最後、僕が決定するときに、知事時代のようにこれは全部回れないので、やっぱり組織の改革室の力を借りて最後判断しようと思ってますから、最終判断するときに、局のほうから、いや、じゃあ市長見てるんですかと言われたときに、僕は見てないけれども、ちゃんと室長始め、室のメンバー、どうですかという話から判断しようと思ってますので、今日のやっぱりこの施設は、素案か何かまとめるときは、やっぱり絶対見に行ってください。やっぱり状況見て、見に行ってますかと言われて答えられないというところは、ちょっと手順として、これはもう改革室も忙しくて大変なところはあるかと思いますけども、別に権限ある者が行かなくても、それだけの組織なわけですから、ちょっと見に行くということはやっていただきたいなと思いました。そのほかについても、これ見に行ってますかと、状況わかって言ってるのといったときに、僕の場合ではそれは見てないとは答えれませんので、ただ、自分自身が全部見れるわけではないので、そこは室に任せますので、ここは大変かと思いますけれどもお願いします。

非常に激しい議論でしたけれども、いい議論だったと思いますので、しっかりまたあるべき姿を目指して双方協力してやっていきましょう。